

入札者心得

- 1 入札場においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者又は代理人（1名）以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。
- 3 入札場においては、入札者は私語をしてはならない。
- 4 入札者（その代理人を含む。）が入札しようとする場合は、一般競争入札資格審査結果通知書を提示することとし、代理人の場合はその委任状を提出すること。
- 5 一度提出した入札書の取替え、変更又は取消しは認めない。
- 6 入札を希望しない場合には、入札書を提出しない間は、完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。
- 7 次の各号の一に該当する者の入札は無効又は失格とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者
 - (2) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
 - (3) 入札に関し不正の利益を得るための連合、その他の不正行為をした者
 - (4) 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書、又は金額を訂正した入札書で入札した者
 - (5) 入札事務関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
 - (6) その他入札条件に違反した者
 - (7) 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者